

基 建 第 7 0 9 号
令和5年6月26日

第12区 区長

鈴木 貴一朗 様

基山町

町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

令和5年6月1日付けで提案がありました手すりの設置について、現状、該当道路は車両通行が可能となっているため、手すりの設定は困難です。まずは車両通行が不可となることに対して十分な周知・ご理解をいただいた上で、今後車両通行止め及び歩行者専用道とすることが可能かの調査を行います。可能であれば、設置に向けて対応します。

2 取扱いの理由

建設課で要望箇所の確認を行いました。要望の箇所は、車の利用はほとんどなく、歩行者が公共施設に行くために利用されていると考えられますが、勾配が急であり、特に降雨時等路面が濡れている状況では歩行が危険であると判断しました。

3 その他

提案のとおり中央部に手すりを設置することにより、車両の通行は行えなくなる点に注意し、地元内でも十分な周知を行ってください。